

「訪問介護」重要事項説明書

(ヘルパーステーション ハーモニー)

当事業所は、介護保険の指定を受けています。(熊本県指定 第4370100994号)

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを、次の通りご説明致します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 はちす福祉会
(2) 法人所在地 熊本市東区秋津町秋田171-3
(3) 電話番号 096-360-5050
(4) 代表者氏名 理事長 坂門 秀隆

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成12年3月22日指定
(熊本県指定 第4370100994号)
- (2) 事業所の目的 指定介護訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ヘルパーステーション ハーモニー
- (4) 施設の所在地 熊本市東区秋津町秋田171-3
- (5) 電話番号 096-360-5050
- (6) 管理者氏名 春田 淳子
- (7) 開設年月日 平成12年4月1日(介護保険施行日)

(8) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日及び祝日 (※12月31日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前7時30分～午後7時30分

(9) 通常の事業の実施地域

熊本市・上益城郡嘉島町・上益城郡益城町

(10) 事業所の職員体制

従業者の職種	職員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理・教育・指導及び業務の統括
サービス提供責任者	1名以上	指定訪問介護計画の作成及び利用者の相談、援助並びに連絡調整
訪問介護員	2.5名以上	契約書に定める訪問介護の業務

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについてはご本人の所得に応じ負担割合が変わりますが、介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

- ・身体介護 (入浴・排泄・食事等の介護を行います。)
- ・生活援助 (調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。) 身体介護と生活援助の組み合わせの支援。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)があり、それを踏まえ訪問介護計画に定められます。

①身体介護(例)

- ・共に行う支援 … 生活動作や作業の一部を見守る若しくは困難な部分のみを一緒に行うことで生活上の自立に向けてご本人ができる部分の拡充を図る支援です。
- ・入浴介助 … 入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- ・排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助 … 食事の介助を行います。
- ・体位変換 … 体位の変換を行います。
- ・口腔ケア … 歯磨きの準備や義歯洗浄、歯磨き、うがいの手伝い等を行います。
- ・服薬介助 … 服薬のための必要な介助を行います。

上記にはバイタルチェックや皮膚トラブルの把握、体重測定や医師より指示された軟膏の塗布(褥瘡の処置除く)点眼、湿布貼用等も含まれます。

②生活援助(例)

- ・調理 … ご契約者の食事の用意を行います、一般的な調理に限ります。特別食(ミキサー食、腎臓食等の調理は身体介護に該当します)
- ・洗濯 … ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
- ・掃除 … ご契約者の居室の掃除を行います。
- ・買い物 … ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(現金・預金の引き出しや預け入れは行いません。)処方薬の受け取りも行いますが嗜好品にあたる買い物はできません。

(サービスに関する留意事項)

※契約者様以外への調理、洗濯、買い物、ご家族等との共有スペースにあたる部分の清掃は原則として行いません。予めご承諾下さい。

※手間のかかる調理(数時間煮込む必要のあるもの、正月料理等)は行いません。

※訪問介護員ができることとできないことに関して別紙ご案内がございますのでご確認ください。

※作業にはご契約者の自宅にある食材、調理器具、ガス、水道、電気、洗濯機、掃除機、洗剤類を使用致します。入浴に関しても同様です。

※鍵の預かりは基本的に行っておりません。キーBOX等で保管し、使用する事は可能です。

※サービス提供に関して駐車場の提供をお願いしております、ご自宅にない場合はコインパーキングなどを利用して頂き、別途駐車料金のご負担を頂く場合がございます。

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の基本料金は特定事業所加算Ⅱ（10%を含んでおります。）

項目	時間	(基本料金) 1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満※算定なし(身体0)	179円	358円	537円
	20分以上30分未満(身体1・Ⅱ)	268円	536円	804円
	30分以上60分未満(身体2・Ⅱ)	426円	852円	1,278円
	60分以上90分未満(身体3・Ⅱ)	624円	1,248円	1,872円
	90分以上は30分延長毎に	90円	—	—
生活援助	20分以上45分未満(生活援助2・Ⅱ)	197円	394円	591円
	45分以上(生活援助3・Ⅱ)	242円	484円	726円
身体介護 + 生活援助	(身体1・生活1・Ⅱ) 身体介護：20分以上30分未満 生活援助：20分以上45分未満	340円	680円	1,020円
	(身体1・生活2・Ⅱ) 身体介護：20分以上30分未満 生活援助：45分以上70分未満	411円	822円	1,233円
	(身体2・生活1・Ⅱ) 身体介護：30分以上60分未満 生活援助：20分以上45分未満	497円	994円	1,491円
	(身体2・生活2・Ⅱ) 身体介護：30分以上60分未満 生活援助：45分以上70分未満	569円	1,138円	1,707円

初回加算	1割負担	2割負担	3割負担
	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問加算(朝6時～朝8時、夜6時～)	1回の単位数に25%を加算		
同一建物居住者への訪問に係る減算	1月の所定単位数-10%		
特定事業所加算(Ⅱ)	1回の単位数に10%を乗じた数		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月の総単位数に22.4%を乗じた数		
※高齢者虐待防止措置未実施減算(該当なし)	1月の所定単位数-1%		
※業務継続計画未策定減算(該当なし)	1月の所定単位数-1%		

☆初回加算とは、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問を行った場合に算定いたします。

☆特定事業所加算において、算定要件を満たさなくなった場合や、算定区分の変更を行う場合がございます。別途文書にて同意をいただくものとします。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な時間です。

☆上記サービスの利用料金はサービスに要した時間ではなく、介護支援専門員の策定した居宅サービス計画書並びに訪問介護計画に基づき、決定されたサービス内容を行うため標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆サービス終了時にサービス実施記録を作成します。控えはご自宅にて保管をお願い致します。サービス実施記録記入に係る時間も訪問サービスの利用時間に含まれている事を予めご了承ください。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の料金の2倍の料金をいただきます。

- ＊2人で訪問介護を行う場合
- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介助サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

☆ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
また、居宅サービス計画が策定されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険の給付額に変更があった場合はその額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

(3) 利用料金のお支払い方法

当事業所で提供されたサービスに係る利用料金については、月末締め翌月末日までのお支払とします。ご契約者又はご家族の預金口座より毎月20日(20日が休日の場合は、翌営業日)に口座振替(自動引落とし)によりお支払い下さい。現金払いの方は、月半ば頃より担当ヘルパーによる集金にてお支払い下さい。

4. 緊急時における対応方法

訪問介護サービスを提供中に利用者の容態の変化、その他、緊急事態が生じた場合には、事前の打合せにより主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡致します。緊急搬送時の病院指定に関してはその日の病院の受入れ事情やその他で変更となる可能性がございます。

緊急連絡先①

氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____
続柄 _____

緊急連絡先②

氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____
続柄 _____

◎ 主治医

病院又は診療所名 _____
医師名 _____
住所 _____
電話番号 _____

◎ 緊急搬送時の指定病院 _____

5. 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。又利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、本事業所に非が認められる場合に限り、弁護士を通し損害賠償を速やかに行います。
- (2) 本事業所は、事故が生じた際にはその原因を速やかに解明し再発生を防ぐための対策を講じます。(状況に応じ、熊本市介護事業指導課への連絡・報告を行います。)

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

		(行政等)
窓口責任者	管理者 春田 淳子	熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課
ご利用時間	8:30~17:30	096-328-2793
ご利用方法	電話 096-360-5050	熊本県国民健康保険団体連合会 096-214-1101
		益城町役場福祉課高齢者支援課 096-286-3114

- ① 苦情・相談窓口の担当者が、利用者及び家族等から苦情・相談を受けた場合は、その内容を記録処理簿に記入します。
- ② 苦情について速やかに事実確認をし、その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡をして処理内容を決定します。
- ③ 苦情の改善策について利用者に説明します。
- ④ ①~③の処理内容を記録処理簿に記録し、再発防止策を作成します。

7. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の防止の指針に基づき対策を講じます。

虐待の発生または、その再発を防止するための研修を定期的に実施し、虐待の発生を防止するとともに意識の啓発を行い、ご利用者の安全確保に努めていきます。また、そのための担当者を設置します。

8. 災害発生時の業務継続について

事業所は非常災害発生において、利用者に対する訪問介護サービスを提供するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い、適切な措置を講じます。

(その他) 人員確保の都合や交通渋滞や予期せぬ事故が発生し通常より移動に時間がかかるなどの場合は事業所より訪問時間の変更や曜日変更の相談をさせて頂く場合がございます。

予めご了承くださいようお願い申し上げます。

9. ハラスメント等に関する事項

①ご利用者またはご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより当事業所職員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には熊本市介護保険課介護事業指導課、熊本市・益城町高齢福祉課及び地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させて頂く場合がございます。

その際は新たな訪問介護事業所等の紹介を担当介護支援専門員と共同で行うなど、訪問サービスが寸断する事のないように配慮いたします。

②ハラスメントに該当するとみなされる行為について明らかになった場合においても①同様の対応策を講じます。

- ・暴力または乱暴な言動（暴言等）、訪問介護員の人格を否定するような言動、精神的に追い詰めるような行為及び脅迫行為、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、性的な卑猥な言動 等）
- ・職員の写真や動画を許可なく撮影し、インターネット上に掲載する等
- ・その他（執拗に個人の携帯番号や住所を聞く、会食の誘いやストーカー行為 等）

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	熊本市東区秋津町秋田 1 7 1 - 3
	事業者名	社会福祉法人 はちす福祉会 ヘルパーステーション ハーモニー
	代表者名	理事長 坂門 秀隆 印
説明者	氏 名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護について、重要事項の説明を受けました。

契約者	住 所	
	氏 名	印
代理人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	印